

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 9 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right)$ 特別定額給付金担当課（室） 御中

総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室

特別定額給付金事業における視覚障害者への配慮に関する
協力依頼に係る自治体向け Q & A について

特別定額給付金事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

視覚障害者への配慮につきましては、「特別定額給付金事業における視覚障害者への配慮に関する協力依頼について」（令和 2 年 4 月 30 日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）、「特別定額給付金事業における視覚障害者への配慮に関する協力依頼について（その 2）」（令和 2 年 5 月 19 日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）により、御協力いただいているところですが、今般、別紙のとおり、特別定額給付金事業における視覚障害者への配慮に関する協力依頼に係る自治体向け Q & A を取りまとめましたので御連絡いたします。

都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知について特段の御配慮を御願いたします。

本事務連絡の内容については、厚生労働省の関係部局から、各都道府県、指定都市及び中核市の障害福祉担当課（室）に対して、追って御連絡する予定であることを申し添えます。

なお、本事務連絡は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的助言）に基づくものです。

特別定額給付金事業における視覚障害者への配慮に関する協力依頼
に係る自治体向けQ & A

令和2年6月9日版
総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室

問1：視覚障害者が円滑に申請作業を進められるように、どのような情報提供や申請に向けた支援をすると効果的か、具体的な例を教えて欲しい。

(答)

- 視覚障害者が、案内が届かないことに気が付かないということや、申請書の作成・提出等を断念するということなく、円滑に申請作業を進められるよう、障害福祉担当課(室)や関係者・関係団体等と連携し、積極的な支援の検討をお願いしたい。
- いくつかの自治体に対して、具体的な取組の状況を聞き取ったところ、以下の取組を検討又は実施いただいている事例があったので参考としていただきたい。
 - ・ 視覚障害者の方に対し、給付金の概要やコールセンターの連絡先を読み上げる音声コードを印刷した申請書を送付
 - ・ 市区町村内の障害福祉サービス事業所に対し、サービス利用者へ申請について声かけするとともに、申請が困難な方については、市の給付担当窓口や福祉担当窓口を案内するよう、市区町村から協力依頼文書を送付
 - ・ 特別定額給付金の申請がない世帯に対して、申請の勧奨通知を送付する際に、給付金担当窓口と福祉担当窓口が連携し、視覚障害者を抽出して、点字文書を同封送付
 - ・ 普段から社会福祉協議会が提供している郵送物の管理を行う福祉サービスにより支援

問2：知的障害者への対応について、問1同様にどのような具体的支援を実施すると効果的と思われるか。

(答)

- 知的障害者も含め、支援が必要な障害者への対応についても、問1同様に関係者・関係機関と連携し支援することが望ましいと考える。
- いくつかの自治体に対して、具体的な取組の状況を聞き取ったところ、問1と重複する取組が多かったものの、以下の取組を検討又は実施いただい

る事例があったので参考としていただきたい。

- ・ 市区町村内の障害福祉サービス事業所に対し、サービス利用者へ申請について声かけするとともに、申請が困難な方については、市の給付担当窓口や福祉担当窓口を案内するよう、市区町村から協力依頼文書を送付
 - ・ 普段から社会福祉協議会が提供している郵送物の管理を行う福祉サービスにより支援
- なお、知的障害者などの方向けにご活用いただける、特別定額給付金の申請方法などについて、平易な日本語で、イラストや写真を中心とした情報提供を行うリーフレットを総務省にて作成し、6月中旬にも電子媒体をお送りする予定なので、積極的にはご活用いただきたい。

問3：障害福祉担当課（室）の窓口にて、申請書の作成援助を受け付け、ワンストップで給付金の受け付けをすることは可能か。

（答）

- 給付金担当課（室）と障害福祉担当課（室）が連携することで、障害福祉担当課（室）の窓口を訪れた障害者に対する給付金に関する相談を受け付け、申請書の記載や必要書類の添付などの支援を行って受領した後、記載した申請書等を給付金担当課（室）に渡すことで、障害者の申請漏れを防ぎ、障害者自身の負担の軽減にもつながると期待される。できる範囲で担当者部署間での連携をし、ワンストップで障害者の申請手続を支援することは可能である。
- なお、こうした対応を行う場合、障害福祉担当課（室）における既存の業務の状況等を踏まえ、実施体制等についてよく協議をすることが重要である。

問4：障害福祉担当課（室）から給付金担当課（室）へ障害者のリスト等を渡し、まだ申請のない障害者の世帯に対して連絡をしても良いか。

（答）

- まだ申請のない障害者の世帯の中には、申請書が郵送されたことに気づかない、郵送物の管理が難しく紛失している、一人で申請ができないなど、困難を抱えている場合が考えられる。
- 障害福祉担当課（室）が把握している情報を給付金担当課（室）に共有することで、申請のない障害者の世帯に対して、申請支援につながることを期待される。
- なお、こうした取組における個人情報の取扱いについては、給付金の支給事務を適切に遂行する上で必要最小限度のもので、一般的な個人情報の取扱い

に照らせば、適切な範囲内と考えられるが、各市町村における個人情報の取扱いや個人情報保護条例との関係に留意いただく必要がある。また、障害者のリスト等については、取扱いに特に配慮を要する情報と考えられ、情報の取扱いについては特に厳重な管理が求められることから、送付時や管理上の取扱いには十分に留意願いたい。

問5：申請書を紛失した場合はどのように対応すべきか。

(答)

- 視覚障害がある場合など、申請書が届いたことに気づかずに紛失してしまうことなどが考えられるが、その場合には適宜再発行の手続きを案内し迅速に申請できるよう対応されたい。
- また、申請書を郵送する封筒には、郵便物の識別をするために、内容及び発信元を点字と拡大文字（フォントサイズ 22 ポイント以上、小さくても 18 ポイント）で表記することを検討いただきたい。
（「特別定額給付金事業における視覚障害者への配慮に関する協力依頼について（その2）」（令和2年5月19日付け事務連絡）再掲）
- 特に視覚障害者への再発行の際には、音声コード付きリーフレットを同封するなどの活用を検討いただきたい。

問6：障害者が給付金に関する犯罪に巻き込まれないためにはどのような取り組みが必要と考えられるか。

(答)

- 市区町村職員を装った訪問や電話、メールでの詐欺などの犯罪行為に巻き込まれる可能性が高いことが考えられるので、障害福祉担当課（室）や関係者・関係団体等と連携しながら、障害者に対し犯罪に巻き込まれないように注意喚起することや、すぐに相談を受け付ける体制を整えておくなど、障害者にとって安心して申請できる環境を整備することが考えられる。